

附属図書館改善計画

—よりよい利用者サービスの実現をめざして—

東京大学図書行政商議会

1998年7月

目次

本文

はじめに	1
1. 附属図書館の組織原理および本計画の進め方について	1
2. 附属図書館の電子化	2
3. 附属図書館における相互協力と各図書館の役割	3
4. その他の緊急課題	5
5. 予算（財源）の確保	7
6. 個別的な課題	7

附属図書館改善計画——よりよい利用者サービスの実現をめざして

1998年7月3日

図書行政商議会

(はじめに)

情報化の急激な進展という環境条件の変化に伴って、大学の研究教育の基本的基盤施設である図書館システムが抜本的な改善を要請されている。また、整備が進められている柏キャンパスを含む3極構造における附属図書館のあり方も検討課題となっている。本学では、そうした認識の下に、数年来「附属図書館の将来計画に関する懇談会」において附属図書館の今後のあり方について全面的な検討が加えられてきている(同懇談会第2次および第3次報告参照)。その結果として、すでに制度面での改革がいくつか実現しており、また昨年設置された「東京大学における情報基盤の整備に関する懇談会」における情報基盤施設のあり方の検討の中で、ひきつづき図書館の役割が検討されている(同懇談会中間報告参照)。本計画は、そのような経過を踏まえ、附属図書館の組織・資源の現状に立脚して、サービス面での改善のための総合的なヴィジョンを描き、具体的な課題を明らかにすることを目的とするものである。

これまでの検討によって明らかにされた基本的な点は、附属図書館を構成する図書館相互間における調整の必要性が高まっているということである(懇談会第2次報告・「制度」問題プロジェクト・チーム報告書、2頁参照)。すなわち、附属図書館は、図書館電子化の推進によって資源の有効活用、業務の効率化、サービスの高度化を目指すと同時に、総合大学に相応しく、本学の豊富な図書資料を効果的に活用することによって学生の活発な自主的学習を促し、教官・学生の研究教育上の便宜を一層向上させるような図書館システムを構築していかなければならない。したがって、本改善計画においては、附属図書館の電子化とならんで相互協力体制の強化が主要な課題となる。また、本計画の策定・実施に当たっては、附属図書館の組織原理、学内各図書館の位置づけ、各部局図書館相互間の有機的な連携協力のあり方等に関して基本的なコンセンサスを確認ないし形成していくことが必要である。

1. 附属図書館の組織原理および本計画の進め方について

1.1. 附属図書館の組織原理

(1)附属図書館は、部局図書館および総合図書館からなる(基本規則第2条第2項)。このうち部局図書館は、学内各部局に属し、その管理と運営は、各部局がその定めるところに従って行う

(同第10条)。これに対して総合図書館はこれとはやや異なり、附属図書館の管理下にあつて、全学的な図書館として、また附属図書館の事務を行なう組織として機能している。附属図書館長は、全学の所蔵図書の効果的な運用を図るため、重要事項については部局代表によって構成される図書行政商議会の議を経つつ、部局図書館間を連絡調整する任にあたる(同第1条、第3条、第6条)。このような附属図書館の構成原理は「連絡調整された分散主義」と呼ばれる。

(2)部局図書館・室が各部局にかかわる専門分野の図書資料の収集・管理・運用に責任を負うこの体制は、東京大学の組織の歴史的背景、専門分化の度合い、蔵書数や組織の規模などに照らして最も合理的な組織形態として採用されたものであり、今後とも本学の図書館組織の特徴をなす基本原理として維持されていくものと考えられる。この「連絡調整された分散主義」のもとで、部局図書館間の有機的な連携協力面を一層強化し充実させることによって、附属図書館全体の運営を効率化・充実化し、本学教官・学生・職員のみならず、国際社会にも広がっている学外の各種利用者に対するサービスを高度化し、情報社会に相応しい最高水準の大学図書館としてふさわしいものとしていく必要がある。

1.2. 本計画の進め方

この改善計画は、上記の「連絡調整された分散主義」にもとづき、附属図書館の連絡調整機能の強化によって進めようとするものである。したがって、部局図書館の管理・運営に関わる部分は、附属図書館としての目標に沿った各部局図書館の努力によることになる。附属図書館は、商議会で審議にもとづいてその方向性を(この改善計画やスタンダード・モデルなどによって)示し、総合図書館において具体的な改善方策を実施していくとともに、部局図書館の努力をできるかぎり支援し奨励する役割を負う。計画中の新「情報基盤センター」(仮称)に総合図書館が参加することも、そのような意味を持つことを意図している。

2. 附属図書館の電子化

2.1 附属図書館の電子化は、附属図書館機能の高度化のための最も重要な技術的手段である。完全な所蔵目録・所在情報のオンライン提供(これには、遡及入力事業の早期完遂が要求される。)図書館業務の全面的自動化による効率的な業務遂行、図書館間相互利用体制の構築、電子ジャーナルを含む諸種のデジタル化資料の整備・サービスなど、図書館運営のあらゆる面で電子化情報技術を活用することによって、図書業務の効率化・サービスの高度化を図ることが必要である。さらに、教材や研究成果その他諸種のデジタル化資料の新規作成・発信、学生による自主的学習のための情報機器設備の整備・運用、情報リテラシー教育、劣化資料や貴重資料のデータベース化による保存・

活用など、情報社会の要請によって拡張されつつある図書館機能面の充実にも積極的に取り組んでいかなければならない。

2.2 そのためには、附属図書館と大型計算機センターおよび教育用計算機センターとの連携協力関係を一層深めるとともに、附属図書館に研究開発および情報リテラシー教育の機能を組み込んでいく必要がある。それと同時に、上記のサービスのいくつかの局面で、著作権処理の問題を適切に解決しなければならない。

2.3 附属図書館は、全学的施設である総合図書館について——またできる限り教養学部との協力によって教養学部図書館本館についても——こうした電子化の実現を図るとともに、その他の部局図書館については、全学的なシステム構築や支援体制整備をとおしてその電子化努力を促進・支援し、附属図書館システム全体としての電子化を推進することによって、情報社会の要請に適した図書館システムのグレードアップを実現するよう務めなければならない。

2.4 附属図書館の電子化に関わるこれらの課題の主要な部分については、現在「東京大学情報基盤懇談会」における検討の対象となっており、それにもとづく新たな情報基盤施設の構想に総合図書館が積極的に関与することを中心として、実現を図っていく方針である（「東京大学の情報基盤の整備に関する懇談会中間報告」）。また、それに対応して、業務システム面について「2000年サービス検討小委員会」が検討を行っている（同委員会報告書参照）。それらと並んで、図書館の電子化の推進に伴い、図書館の組織・運営についても、上にも触れたような図書館サービスの新しいあり方にしたいが、業務・サービスの効率化・高度化をめざした改善を図っていく必要がある。

3. 附属図書館における相互協力と各図書館の役割

3.1 附属図書館の役割

部局図書館におけるサービスや図書貸出し方針は、各部局図書館の定めるところによることは言うまでもない。それを前提として、附属図書館は、総合図書館を中心として図書館間の相互協力のためのシステムを構築し運用するとともに、部局図書館の管理・運営（たとえば、部局内での統一的な図書管理について）や、学内相互利用に関する最小限のスタンダード・モデルを策定して提示し、各部局図書館ができるだけそれに適合するよう努力することを期待し、支援する。

3.2 各図書館の役割

(1)全学的施設である総合図書館は、主として学習図書館として機能するが、従来から所蔵する研究上貴重な資料の管理・運用を中心として、研究図書館としても機能する。

(2)教養学部図書館は、本館と学科・研究室図書室とからなる部局図書館である。このうち、学科・研究室図書室は、第一義的に研究図書館として、副次的に学習図書館としても機能していると言えよう(次項(3)参照)。それに対して本館は、機能的には、主として、前期課程の学生(一部専門課程の授業も受ける)を対象とする全学的な学習図書館として位置づけられる。もちろん、本館は、この他に教養学部後期課程、さらに総合文化研究科の大学院学生をも重要な対象としており、また古くからの研究上重要な資料を多数所蔵している。したがって、これも総合図書館と同じく、主として学習図書館、従として研究図書館としての性格を持つといえる。

(3)その他の部局図書館は、第一義的に、各部局に関わる専門分野の研究図書館として機能している。しかし、学習図書館としての役割も本来有しており、その所属学生のためには言うまでもなく、さらに他部局の所属学生の利用のためにも、できる限り開かれていることが要請される。

3.3 学内相互利用

(1) 総合図書館および各部局図書館は、学内外のさまざまな利用者に対して、できるだけゆきとどいたサービスを提供するよう配慮するとともに、学内各図書館間の相互利用が有効・円滑に行われるよう、相互利用システムの構築のために互いに協力しなければならない。

(2) 本学においては、総合大学にふさわしく、どの部局に所属する教官・学生・職員も、どの部局の所蔵図書資料にも合理的にできるかぎり平等にアクセスできることが望ましい。そのため、各部局図書館は、その所蔵資料およびその利用条件等について全学に正確な情報を提供するとともに、部局図書館間の相互利用システムの円滑な運用にできる限り協力しなければならない。

(3) 部局図書館所蔵資料の本学研究者への貸出しは、その所蔵資料の性質や各部局図書館の基本理念に従いつつ、必要な場合は特定部局間の相互協定等をも活用して、できるだけひろく認めることが望まれる。

(4)部局図書館所蔵資料の本学(学部)学生への貸出しについては、部局図書館による方針の差違が生じるのはやむをえない。しかし、部局図書館における学生の閲覧には、閲覧スペースや閲覧時間帯等の面で、できるだけよい利用条件を整えるよう努めるべきである。そして、その早急な整備が諸般の事情により困難な場合には、総合図書館や他の部局図書館との貸出し協定などをとおして、できるだけ利用の便宜を図る措置を講ずることが望まれる。また、貴重図書、参考図書、学生

用図書、研究用図書、禁帯出図書などの区別をして、その利用条件を明確にすることも、考慮されてしかるべきであろう。

(5)部局図書館間の所蔵資料の複写物の提供については、スキャナーおよび伝送の機能を備えた機器の整備を含めて、できるだけ迅速な文献デリヴァリーを可能とする相互利用システムの構築を図る必要がある。

(6)貸出し図書および複写物の提供方法については、各部局図書館の方針に基づいて、キャンパスおよび図書館間の図書・文献配送システムをさらに充実させ、将来は柏キャンパスを含む3極間の相互利用システムの構築を目指すことが必要である。

3.4 学外との相互利用

海外を含む学外の諸図書館との相互利用、特に文献複写物の提供についても、東京大学附属図書館としてできるだけ協力体制を整えるよう努めることは、互恵性の観点からも避けて通ることができない重要な課題である。そのためには、各部局図書館を含めて、図書貸出しおよび複写物提供のそれぞれについて方針を定めて、学外との相互利用システムを整備していかなければならない。

4. その他の緊急課題

附属図書館がサービスの高度化のために取り組むべき緊急の課題としては、以上の他に次のようなものがある。これらは、一部すでに具体的な改善策の試行ないし検討を始めているものもあるが、その他の課題についても、できるところから着手していくことが必要である。

4.1 図書目録所在情報の電子化（遡及入力）

所蔵目録情報が全面的に電子化されることは、発注・検収・貸出し・相互利用など図書館業務の全面にわたる効率化・高度化にとって基礎的な条件であり、また利用者の検索の手間を省き、さらに附属図書館サービスを外部の利用者や新来の構成員にとってより利便性の高いものとするために必要なものである。したがって、遡及入力の促進は、改善計画の最も重要な課題の一つであると言えよう。この面でも、附属図書館は、総合的な計画、作業方法の改善、予算面などを含めてこの事業を統括し、推進に努めなければならないが、特に資料を所蔵する各部局図書館の積極的な取り組みが望まれる。

4.2 書庫スペース不足への対処

書庫スペース不足の解消は、どの部局図書館にとっても差し迫った緊急の課題である。大学間共同保存図書館を含めた何らかの形態の保存書庫の建設は明らかに必要であると思われるが、附属図書館の長年の努力にもかかわらず国立大学については実現を見るに至っていない。この現状のもとで、附属図書館は、総合図書館に置かれている洋雑誌バックナンバー・センターの再整備等を手がかりとして、ひきつづきこの課題に取り組んでいく必要がある。

4.3 部局図書館の図書資料管理の改善

部局図書館のなかには、部局内の学科等の統合的図書管理を実現することを緊急の課題としているところもある。これらの部局における図書管理の統合、およびそれに関連して図書館新営へ向けての努力を支援・促進することも、附属図書館システム改善のひとつの重要な課題である。

4.4 複写および複写物提供における著作権問題の処理

図書館による所蔵図書資料の複写物の利用者への提供、および複写物の図書館間提供サービスについては、総合図書館および教養学部本館をふくむ各部局図書館・室において、著作権保護に十分な配慮がなされるよう、その体制をたえず点検しつつ整備する必要がある。

4.5 レファレンス・サービスの充実

図書館の情報化に伴って、レファレンス・サービスも電子資料の活用を含む高度なものとなり、また複雑化している。そのため、附属図書館は、情報基盤センター構想に学術情報リテラシー部門を盛り込み、その全学的学生サービスの充実を図ろうとしている。各部局図書館においても、大学院重点化に伴う大学院学生数の増加もあって、研究用レファレンス需要の高度化・増加が見込まれる。そこで、部局図書館におけるレファレンス要員や設備の充実についても鋭意努力していく必要がある。

4.6 図書館職員の研修

附属図書館システムを情報社会の要請に適合した、また東京大学の国際的な地位に相応しいものとして構築していくためには、図書館職員の情報処理や語学の能力、海外の図書館のあり方についての識見などを養う研修活動を積極的に展開していく必要がある。

4.7 業務体制の改善

図書館の業務体制の面でも、事務局を中心に検討が進められている事務改善・効率化計画と関連づけながら、附属図書館業務の効率化方策を検討・実施していくと同時に、利用者へのサービスを重視した業務へ向けて絶えず改善を図るよう努めていく必要がある。

4.8 その他の重要な諸問題

さらに、次のような問題についても、不断に解決の道を探る必要がある。

- (1)電子媒体資料を含む図書資料の効果的収集の方法の検討（本学教官の「納本」制など）
- (2)劣化資料の保存対策
- (3)特殊言語資料の整理

5. 予算（財源）の確保

以上の諸問題を解決し、あるいは諸課題を達成していくためには、何よりも、それらの遂行に必要とされる予算（財源）の確保が不可欠である。現在、附属図書館の予算（財源）は、その基盤を、文部省からの事項指定予算と学内共通経費からの配分予算に置いている。しかしながら、これらの財源は逼迫しており、総合図書館における学生用図書や参考図書の新刊書の十分な購入すらも覚束ないといった状態であり、基本的な図書館サービスの維持すら危うくなっていると言っても過言ではない。この現状を打開するためには、一方で国大協や国図協を通じての財政当局への予算増額の要望を強めていくとともに、他方で学内の予算配分のあり方の抜本的な改革についても検討していくことが肝要であると思われる。

6. 個別的な課題

以上のような基本的な課題にしたがって、当面考えられる具体的な改善事項としては、以下のようなのものがあげられる。

A. 附属図書館の連絡調整に関わる事項

(1) OPA Cの改良

(研究開発室)

- ・インターフェイスの改善（Web 対応化）
- ・利用マニュアルの改善
- ・総合図書館配備のハードウェアとメンテナンス体制の再点検
- ・図書業務システムとの関連づけ（特に、貸し出し情報、相互利用依頼などのシステム連結）

(2) 遡及入力促進

- ・自動(流用)入力システム(CATP-Auto)による促進
- ・その他の遡及入力促進策の検討
- ・遡及入力完遂までの代替策の検討
- ・外部補助金等による促進

(3) 学内各図書館・室および相互の関係

(附属図書館サービス特別委員会)

- ・部局図書館・室の図書管理の統合化や基準面積などに関するスタンダード・モデルの策定
- ・図書・雑誌の購入調整の検討
- ・蔵書・発注情報のより完全・迅速な共有システム
- ・デジタル情報資料のネットワーク提供についての調整
- ・図書資料の重複購入をさけるための、また高額資料購入のための購入調整
- ・学内図書館間相互利用(イントラ・ライブラリー・ローン)体制の整備
- ・学内相互利用(特に学生用図書)に関するミニマム・スタンダード・モデルの策定
- ・部局・研究室を含め、複写および複写物提供における著作権に配慮した体制の整備

(4) (総合図書館の)洋雑誌バックナンバー・センターの整理

- ・重複本などの整理・統合・廃棄
- ・所蔵資料の新規募集
- ・(スキャナー・電送装置によるものを含む)複写によるデリヴァリー・サービスの整備
- ・部局図書館の間で保存扱いにされているバックナンバーの重複調査と統合

B. 総合図書館に関わる事項

(1) 総合図書館の収書基準の制定(部局図書館・室、教養学部本館との関係)

- ・総合図書館の役割の規定
- ・収書基準の再設定
- ・雑誌の選定基準(部局間の偏り)
- ・教官等によるモニター制の導入

(2) 開架図書関係

- ・開架配置図書の基準
- ・開架図書の分類
- ・ウィーディングのやり方
- ・開架配置図書の内容（参考・雑誌も）の適正さ再検討

(3) 未整理本の整理

(4) 書庫配置図書関係

- ・洋雑誌バックナンバーセンターの整理への対応
- ・インスペクション：紛失本、貸出し不能本の指定・表示
- ・毀損・劣化資料の修復・保全対策
- ・準貴重書の指定

(5) フロアプランの再検討

- ・情報基盤センター（仮称）との関連での再検討
- ・サイン・システムの改善
- ・雑誌開架の検討
- ・カウンターの統合
- ・飲食・団楽場所の設置可能性の検討
- ・開館時間の延長、24時間開館の検討

(6) 組織・運営・職員関係

- ・図書館電子化に応じた業務体制の再検討
- ・館内・学内におけるタスクフォース方式による業務処理体制の検討（事務改善計画）
- ・利用者サービスと接遇
- ・アルバイト要員の活用

東京大学図書行政商議会（平成10.7）

委員長(附属図書館長)	六本佳平	大学院法学政治学研究科教授
委員	大沼保昭	〃
〃	柳澤正義	大学院医学系研究科教授
〃	小出治	大学院工学系研究科教授
〃	木村靖二	大学院人文社会系研究科教授
〃	小林孝嘉	大学院理学系研究科教授
〃	田中 学	大学院農学生命科学研究科教授
〃	大東英祐	大学院経済学研究科教授
〃	小川 浩	大学院総合文化研究科教授
〃	三浦逸雄	大学院教育学研究科教授
〃	桐野 豊	大学院薬学系研究科教授
〃	舟木直久	大学院数理科学研究科教授
〃	森本幾夫	医科学研究所教授
〃	笠原順三	地震研究所教授
〃	宮 嵩博史	東洋文化研究所教授
〃	平石直昭	社会科学研究所教授
〃	杉山光信	社会情報研究所教授
〃	石井 勝	生産技術研究所教授
〃	石上英一	史料編さん所教授
〃	豊島 近	分子細胞生物学研究所教授
〃	荒船次郎	宇宙線研究所教授
〃	高山 一	物性研究所教授
〃	川口弘一	海洋研究所教授
〃	玉井克哉	先端科学技術研究センター教授
総長補佐	保 谷 徹	史料編さん所助教授
研究開発室	堀 浩 一	大学院工学系研究科教授
〃	金田康正	大型計算機センター教授
〃	根本 彰	大学院教育学研究科助教授
〃	吉岡 顕	教育用計算機センター助教授

幹事	雨森弘行	事務部長
〃	笹川郁夫	総務課長
〃	伊藤祐三	情報管理課長
〃	藤川俊三	情報サービス課長
〃	野澤稔	図書課長

東京大学図書行政商議会
附属図書館次期計画特別委員

委員長	木村靖二	大学院人文社会系研究科教授
委員	小林孝嘉	大学院理学系研究科教授
〃	田中 学	大学院農学生命科学研究科教授
〃	小川 浩	大学院総合文化研究科教授
〃	三浦逸雄	大学院教育学研究科教授
〃	平石直昭	社会科学研究所教授
〃	高山 一	物性研究所教授
〃	堀 浩一	大学院工学系研究科教授
〃	金田康正	大型計算機センター教授

附属図書館サービス特別委員

委員長	桐野 豊	大学院薬学系研究科・薬学部教授
委員	大沼保昭	大学院法学政治学研究科・法学部教授
〃	小出 治	大学院工学系研究科・工学部教授
〃	大東英祐	大学院経済学研究科・経済学部教授
〃	小川 浩	大学院総合文化研究科・教養学部教授
〃	宮 嶋博史	東洋文化研究所教授
〃	川口弘一	海洋研究所教授
〃	堀 浩一	大学院工学系研究科・工学部教授
〃	吉岡 顕	教育用計算機センター助教授

